

食品期限表示の設定のためのガイドラインについて

現在、数多くの食品が販売され、その食品の保存性は簡単には見分けがつかないため、食品の期限表示が義務化されています。消費者は、食品の期限表示を食品の安全性を判断するひとつの指標としています。これまでは、食品の期限表示をどのような手順で設定するかは、各社が独自の判断で必要な実験をし、食品の期限表示を決定していました。その方法に一定の指針を設けるため、平成 17 年 2 月に厚生労働省と農林水産省により食品期限表示の設定のためのガイドラインが作成されました。ここでは、その主旨について簡単に説明します。

ガイドラインには、食品の期限表示設定のために以下の 4 点が重要であると書かれています。

①食品の特性に配慮した客観的な項目（指標）の設定

食品の期限表示を決定するに当たり、まず、食品の多様な特性を十分に配慮した上で、その安全性、品質を評価する項目を設定しなければなりません。また、品質を評価するための項目については、客観的なものである必要があります（**図 1**）。

②食品の特性に応じた「安全係数」の設定

こうして得られた試験項目を基に試験をし、食品の期限表示を決定しますが、想定外の事故が起こりうることを考慮して、食品の特性を加

味して 1 未満の安全係数を期限にかけたものを表示することが基本です。安全係数は現実的に試験するのが不可能な部分を十分に考慮した値とすることが大切です。

③特性が類似している食品に関する期限の設定
本来はすべての商品につき、このようにして期限表示を設定すべきですが、商品の種類が膨大であり、またそのサイクルが短いために、すべての商品について試験を行うのは現実的ではありません。そこで、特性の類似した製品に関してはその類似食品の試験結果を基に期限の設定をすることも可能であるとされています。

④情報の提供

最後に、これらの期限設定のための試験の結果については、消費者等から求められたときに情報提供できるように整備しておくことを求められています。

今回設定されたものはガイドラインであり、法律のように従うべき義務はありませんが、信頼すべきデータも持たずに過度に長い期限表示をすると、消費者に誇大表示と思われる可能性もあります。食品の種類は膨大であり、試験項目の設定や安全係数の決定には豊富な知識と経験が必要となるため、食品の期限表示の設定は簡単に決定できないこともあります。当センターではそのような場合の相談にも応じておりますので、お気軽にご相談ください。



図 1 食品期限表示の決定のための客観的な試験方法の種類

保蔵技術室： 杉山 信之 (nobuyuki_sugiyama@pref.aichi.lg.jp)
研究テーマ： 人工酵素とその活用に関する研究
指導分野： 食品における包装技術全般

愛産研食品工業技術センターニュース (平成 17 年 1 月 1 日発行)
編集・発行
愛知県産業技術研究所食品工業技術センター
〒451-0083 名古屋市西区新福寺町 2-1-1 TEL 052-521-9316 FAX 052-532-5791
URL : <http://www.aichi-inst.jp/afri/> E-mail:afri@mb.aichi-inst.jp
包装食品技術協会
愛知県産業技術研究所食品工業技術センター内
TEL 052-521-9316 FAX 052-521-1323